

## 水道料金・下水道使用料について

(税込み、1円未満の端数は切捨て)

\*\*\*\*\*

### ◎水道料金について

【上水道区域】 美作・作東・英田

【簡易水道区域】 勝田・大原・東粟倉

○1か月の水道料金

区域	基本料金 (6 <sup>m</sup> 以下の水量)	超過料金 (6 <sup>m</sup> を超える水量)	閉栓管理料
上水道	1,254円	209円/m <sup>3</sup>	770円
簡易水道		148.5円/m <sup>3</sup>	

※閉栓管理料は届出により水道の使用を中止する期間の料金です。

※令和7年4月から市内全域の超過料金を209円/m<sup>3</sup>に統一します。

(例) 上水道区域で1か月20m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金

基本料金	超過料金	水道料金
1,254円	2,926円	4,180円

※超過料金の計算 (20m<sup>3</sup> - 6m<sup>3</sup>) × 209円 = 2,926円

\*\*\*\*\*

### ◎下水道使用料について

○1か月の下水道使用料 (水道水のみ使用されている場合)

区域	基本料金 (6 <sup>m</sup> 以下の汚水量)	超過料金 (6 <sup>m</sup> を超える汚水量)
市内全域	990円	159.5円/m <sup>3</sup>

※水道の使用量から下水道使用料を計算します。

(例) 1か月20m<sup>3</sup>使用した場合の下水道使用料

基本料金	超過料金	下水道使用料
990円	2,233円	3,223円

※超過料金の計算 (20m<sup>3</sup> - 6m<sup>3</sup>) × 159.5円 = 2,233円

水道水以外の水を使用されている場合

みなし水量	井戸水等のみ単独の場合	6m <sup>3</sup> /1人
	井戸水等及び水道と併用の場合	3m <sup>3</sup> /1人

※世帯員数等に応じて、みなし水量を加算します。

\*\*\*\*\*

- ・毎月初めに水道メーターを検針し、原則その月末を納期限として納めていただきます。
- ・上下水道どちらもご使用の場合は、合算したものを請求します。
- ・上記の各金額には消費税 (10%) が含まれています。